

業 態 調 査 書(測量・建設コンサルタント)

1. 登録部門及び希望業種の確認

登録部門及び希望業種		登録	希望	登録部門及び希望業種		登録	希望
測量	測量一般		○	建設 コンサルタント	都市計画及び地方計画	○	○
	地図の測量				地質		
	航空測量				土質及び基礎		
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般		○	土木関係 コンサルタント業務	鋼構造物及びコンクリート		
	意匠		○		トンネル		
	構造		○		施工計画、施工設備及び積算		
	暖冷房		○		建設環境		
	衛生		○		機械		
	電気		○		電気電子		
	建築積算		○		交通量調査		
	機械積算		○		環境調査		
	電気積算		○		経済調査		
	工事監理(建築)		○		分析、解析		
	工事監理(電気)		○		宅地造成		
	工事監理(機械)		○		電算関係		
	調査				計算業務		
	耐震診断				資料等整理		
	地区計画及び地域計画				施工管理		
土木関係 コンサルタント業務	建設 コンサルタント			補償 関係 コンサルタント業務	地質調査		
					補償 関係 コンサルタント業務		
					土地調査		
					土地評価		
					物件		
					機械工作物		
					営業補償、特殊補償		
					事業損失		
					補償関連		
					総合補償部門		
					不動産鑑定		
					登記等手続		

記載要領

- ① 「測量業務」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- ② 「建築関係建設コンサルタント業務」における、「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することができません。
- ③ 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することができません。
- ④ 工事監理(建築・電気・機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。
- ⑤ 年間委任する場合、委任先に希望業種に係る許可がない場合及び履行する技術者がいない場合は、希望することができません。

2. 有資格者数(人)

一級 建築士	二級 建築士	建築 設備士	建築積算 資格者	一級土木 施工管理 技士	二級土木 施工管理 技士	測量士	測量士 補	環境 計量士	不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	土地家屋 調査士
2	3					1	1				

司法 書士	技術士										総合技術 管理部門 地質
	総合技術 管理部門 地質を除く	建設 部門	農業 部門	森林 部門	水産 部門	上下水 道部門	衛生工 学部門	電気電 子部門	機械 部門	情報工 学部門	

地質 調査	第一種電 気主任技 術者	伝送交換 主任技術 者	線路主任 技術者	APEC エンジニア	RCCM	地質調 査技師	補償業務 管理士	公共用地 経験者